

加古川市介護保険事業における死者の介護保険情報の提供に関する実施要領

令和5年4月1日

介護保険課長決定

加古川市介護保険事業における死者の介護保険情報の提供に関する要綱（以下、「要綱」という。）第3条の規定に基づき、この実施要領を制定する。

（情報提供を求めることができる者の範囲）

第1条 要綱第3条に規定するこれらに準ずる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 要綱第3条に掲げる当該死者の配偶者、子、父母が未成年者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合における法定代理人
- （2） 要綱第3条に掲げる当該死者の配偶者、子、父母から死者の介護保険情報の提供に関する委任を受けた者
- （3） 前各号に掲げる者のほか、市長が情報提供する必要があると認める者